

※詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

障害者福祉制度（精神）ガイド

(※以下、「手帳」は精神障害者保健福祉手帳を指します)

平成28年6月現在

制度名	担当・照会先 お問い合わせ	制度内容		精神障害者保健福祉手帳			申請に必要なもの	備考	
				1級	2級	3級			
税の減免・軽減	住民税 市民税課 823-9421	所得控除 障害者控除:26万円の適用 特別障害者控除:30万円の適用 同居特別障害者控除:53万円の適用	課税される所得から左の額を控除します。 (軽減される税額は所得の金額によって異なります。)	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印) ・各種証明書	前年の12月31日の時点で65歳以上で、要介護1~5と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。 詳しくは、高齢者支援課(823-9441)までお問い合わせください。	
			前年の合計所得金額が125万円以下の障害者	○	○	○			
			同居特別障害者控除:75万円の適用	○注	注)控除対象配偶者又は扶養親族	○			
	所得税	高知税務署 822-1123	所得控除 障害者控除:27万円の適用 特別障害者控除:40万円の適用 同居特別障害者控除:75万円の適用	所得金額から左の額を控除します。 (軽減される税額は所得の金額等によって異なります。)	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印)	制度の適用に疑義がある場合は申告時に問合せ。
				精神に障害のある人が相続により財産を取得した場合 税額控除=(85-障害者年齢)×10万円 (特別障害者は20万円) ※85歳以上は控除なし	○	○	○		
	相続税	高知税務署 822-1123	税額控除 障害者控除	特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印)	制度の適用に疑義がある場合は申告時に問合せ。
	非課税			生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件(車種、運転者、自動車の使用要件等)を満たせば税が減免されます。 減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・申請書等 ・印鑑(認印) ・免許証 ・車検証	常時介護者運転の場合は左記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要。 ※減免申請は納期限(4/1~5/末)又は登録時。
	贈与税	中央東県税事務所 866-8510	税の減免	「手帳」1級所持者が所有する自動車を自らが運転する場合や、生計を一にする親族が「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。 減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・申請書等 ・印鑑(認印) ・免許証 ・車検証	※減免の申請期限は4/1~5/末まで。
自動車税	生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件(車種、運転者、自動車の使用要件等)を満たせば税が減免されます。 減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。			○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・申請書等 ・印鑑(認印) ・免許証 ・車検証	常時介護者運転の場合は左記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要。 ※減免申請は登録時。	
軽自動車税	中央東県税事務所 866-8500	非課税	利用者が「手帳」等を提示して対象者であることを証明した場合に、非課税の適用を受けられます。	○	○	○		「手帳」等、証明書類の提示が必要。	
自動車取得税	高知運輸支局県税駐在 866-3705 全国軽自動車協会連合会 高知事務所 842-4311	税の減免	生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件(車種、運転者、自動車の使用要件等)を満たせば税が減免されます。 減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・申請書等 ・印鑑(認印) ・免許証 ・車検証	常時介護者運転の場合は左記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要。 ※減免申請は登録時。	
自動車取得税	中央東県税事務所 866-8500	非課税	利用者が「手帳」等を提示して対象者であることを証明した場合に、非課税の適用を受けられます。	○	○	○		「手帳」等、証明書類の提示が必要。	
〈路面電車〉 とさでん交通 〈バス〉 とさでん交通・県交北 部交通・高知東部交 通	はりまや橋サービス センター 882-0119	【本人】 路面電車とバス(高速バスは除く)の運賃が半額。  【介助者】 「手帳」1級所持者と一緒に利用する介助者(1名)は運賃が半額。 ※但し、電車のみ12歳未満の手帳所持者の介助者は、1・2・3級とも運賃が半額。		○	○	○	【割引に必要なもの】 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ・現金にて支払い時またはICですかカードや定期券を購入時に提示が必要。(手帳は2年に1回更新手続きが必要)	写真付に限る。  写真付の手帳を希望される場合は、再交付の申請が必要ですので、詳しくは「健康増進課(803-8005)」までお問い合わせください。	
上記以外にも、一部のバス事業者で、精神障害者保健福祉手帳による割引が行われる可能性があります。割引の有無及び内容については、各バス事業者にお問い合わせください。									
自動車・交通	自動車運転免許 取得費用助成	障がい福祉課 管理係 823-9056	免許取得により就労等社会活動に参加促進できるように取得費用の一部を助成 助成額:必要経費の2/3以内(上限10万円) ※免許取得後に、取得した免許証の確認	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印) ・申請書等 ・見積書	自動車運転免許取得前に申請すること。	
	こうちあったか パーキング制度	高知県障害保健福祉課 823-9663	障害のある方などで移動に配慮が必要な方を対象に、公共施設や店舗などでの障害者等用駐車場の利用証を交付する制度	○			・交付申請書 ・精神障害者保健福祉手帳 ※ご家族が代理で申請する場合は、代理人の方の身分証明書が必要です。	平成27年11月から5年の有効期限を撤廃しました。 ※お急ぎでない場合は、健康増進課でも申請の受付ができます。(2週間程度で、県から送付されます。)	
	タクシーの運賃割引	各タクシー会社 (高知市区域の一部の会社)	乗車時に「手帳」を見せることで、運賃が1割引になる場合があります。 ※割引が適用にならないタクシー車両もあります。必ず乗車前に確認をしてください。	○	○	○	・乗車時に「手帳」提示	乗車前に割引が適用になるか要確認	

※詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

制度名	担当・照会先 お問い合わせ	制度内容	精神障害者保健福祉手帳			申請に必要なもの	備考
			1級	2級	3級		
土佐くろしお鉄道 運賃割引	土佐くろしお鉄道 0887-34-8800	適用区間は、中村・宿毛線(窪川～宿毛)、ごめん・なはり線(後免～奈半利)。	○	○	○	・乗車券購入時に窓口で「手帳」提示	「手帳」1級所持者と一緒に利用する介助者(1人)も割引対象。
住宅	県営住宅	高知県住宅供給公社 管理課 883-0344	○	○		・精神障害者保健福祉手帳 ・県営住宅入居申込書 ・郵便はがき2枚(52円/枚)	定期募集は、5月・8月・11月・2月の年4回。
	〈障害者世帯向け〉 市営住宅	高知市営住宅 管理センター 823-9067	○	○		・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印) ・申請書等	入居者募集は、6月・10月・1月の年3回。 募集時期によっては、空室がないなどの理由で希望の特定目的住宅が募集されない場合があります。 詳しくは、「あかるいまち」をご覧ください。
	〈障害単身者向け〉 市営住宅		○	○	○	当選後に精神障害者保健福祉手帳、住民票、所得証明書等が必要です(戸籍・源泉徴収票などが必要な場合もあります)。詳しくはお問い合わせください。	
生活	日常生活用具の給付	障がい福祉課 医療福祉係 823-9053	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印) ・申請書等	

生活保護受給中の方	第一福祉課・第二福祉課 823-9442	担当ケースワーカーに手帳の等級等をお知らせください。	○	○	○
-----------	-------------------------	----------------------------	---	---	---

医療	後期高齢者医療	保険医療課 後期高齢者医療係 823-9380	「手帳」1～2級所持者は65歳から申請により後期高齢者医療制度が適用。 (75歳以上の人は、障害の有無に関わらず加入対象)	○	○		・保険証 ・印鑑(認印) ・精神障害者保健福祉手帳	申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することも可能(75歳になるまで)。
	自立支援医療 精神通院医療	健康増進課 803-8005	精神通院にかかる医療費が原則自己負担1割になる制度。 ※世帯(同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする)の市民税課税状況により自己負担上限額が設定される。	手帳の有無は関係なし			・申請書 ・同意書 ・所定の診断書 ・保険証 ・印鑑(認印) ・マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)	原則として、適用となる医療機関(薬局・訪看を含む)は1か所。 適用となるのは申請受付日以降です。
手当等	障害児福祉手当	障がい福祉課 医療福祉係 823-9053	公的障害年金を受給していない児童(施設等入所者を除く)に対して支給 月額 14,600円 ※所得制限あり 毎年2・5・8・11月 銀行振込	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方			・認定請求書 ・診断書 ・印鑑(認印) ・口座振替申出書(対象児分) ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかる書類	診断書は所定の様式のもの
	特別児童扶養手当		公的障害年金を受給していない児童(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給 月額 51,500円(1級・重度) 月額 34,300円(2級・中度) ※所得制限あり 毎年4・8・11月 銀行振込	○ 一部	○ 一部	20歳未満	・認定請求書 ・戸籍謄本 ・住民票(世帯全員で続柄の分かるもの) ・診断書 ・同意書 ・印鑑(認印) ・マイナンバーがわかる書類	診断書は所定の様式のもの
	高知県 重度心身障害児 療育手当		障害児福祉手当を受けていない児童(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給 月額 7,300円 ※所得制限なし 毎年3・7・11月 銀行振込	特別児童扶養手当1級相当の障害がある18歳未満の児童			・申請書等 ・住民票(世帯全員で続柄の分かるもの) ・福祉事務所の発行する障害児福祉手当不支給証明書 ・印鑑(認印) ・特別児童扶養手当認定通知書	
	特別障害者手当		施設入所者および3か月を超えて入院した場合は資格なし 月額 26,830円 ※所得制限あり 毎年2・5・8・11月 銀行振込	20歳以上であって、1人では何もすることができない程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※障害程度の詳細等につきましては、障がい福祉課までお問い合わせください。			・認定請求書 ・診断書 ・所得状況届 ・同意書 ・前年度受給した年金額の分かるもの ・通帳 ・印鑑(認印) ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかる書類	診断書は所定の様式のもの
	児童扶養手当		子育て給付課 823-9447	父母の離婚等によりひとり親家庭となった児童について、児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給する手当です。 ただし、児童の父または母が一定の障害の状態にある場合は、その児童を監護する母または父、あるいはその児童を養育する方に対しても手当が支給されます。 ※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で心身に一定の障害がある方をいいます。 ※支給は申請月の翌月分から開始します。ただし所得制限があります。毎年4・8・12月銀行振込。 ※受給資格者または児童が公的年金給付(障害基礎年金の子の加算を含む)の支給を受けている場合は、児童扶養手当額との差額分が支給されます。				

※詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

制度名	担当・照会先 お問い合わせ	制 度 内 容	精神障害者保健福祉手帳			申請に必要なもの	備 考	
			1級	2級	3級			
年金	(国民年金) 障害基礎年金	中央窓口センター 国民年金担当 823-9439	※対象は20歳以上 ①20歳以前から障害があり、20歳の時点で一定の障害の状態にある方 ※所得制限あり ②国民年金加入中に初診日がある病気やけがで一定の障害の状態になった方で、初診日に国民年金に加入しており、障害認定日に一定の障害の状態にあること。また、初診日の前々月までに被保険者期間の2/3以上の期間について保険料を納付したか、免除されたこと等条件を満たすこと。 年額 975,125円(1級) 780,100円(2級) 偶数月の15日に支給			資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。		他の障害年金制度については、各年金の取扱事務所にお問い合わせください。
	(国民年金) 特別障害給付金		※対象は65歳未満 国民年金への加入が任意であった時期に国民年金に加入していなかったため、障害基礎年金の給付権を有していない障害者を救済する制度 月額 51,450円(1級) 41,160円(2級) 毎年2・4・6・8・10・12月 支給			資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。		
心身障害者(児) 扶養共済制度	障がい福祉課 管理係 823-9056	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡(重度障害)した場合、年金を受給できる。 年金月額 1口加入20,000円 2口加入40,000円				・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印) ・住民票 ・申請書等 ・(課税証明書) ※申請は偶数月の20日まで	精神に永続的な障害があり、その障害の程度が、知的障害児・者または身体障害児・者のうち1級から3級までに該当する方と同程度と認められる方で、保護者等が65歳未満の方。保護者の加入資格制限あり(病気や障害がなく生命保険に加入できる程度の健康状態であること)。掛金の減額制度あり(生活保護または市民税均等割以下の世帯)。	
仕事	職業相談	高知公共職業安定所 専門援助部門 障害者コーナー (ハローワーク高知) 878-5323	障害のある方に対する職業相談等について、専門の職員が対応しています。お仕事探しのお手伝い等、個別の事例に対するサービスを行っています。 ほかにも障害者職業能力開発校など職業能力開発のための施設の問い合わせができます。 (主な支援制度等) ・職業相談、紹介 お仕事探しの相談・紹介を行います。 ・障害者トライアル雇用 ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試用雇用(トライアル雇用=原則3カ月。短時間トライアル雇用=3~12カ月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めます。 ・特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行います。(お仕事が長く続けられるように、企業の負担を軽減します。) ・定着支援 就職後、必要に応じ職場を訪問し、職場定着の支援を行います。 ・就職支援カウンセリング(予約制) 精神保健福祉士が不安や悩み等をお聞きし、就職に向けて必要な相談・助言等を行います。					
	就業支援 (職業準備支援) (ジョブコーチ支援) (リワーク支援)	高知障害者職業センター 866-2111	就職を希望する障害のある方(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害など)に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行い、障害のある方が職場に定着できるよう支援を実施しています。 また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇い入れに関する相談や職場に適應するためのお手伝いをしています。 (職業準備支援) 発達障害や精神障害のある方などで就職を目指す方に対して個別のニーズに応じたプログラムを作成し、センター内に設けた作業室での作業や企業での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身に付けるための支援を行います(支援期間:1~3カ月)。 (ジョブコーチ支援) 障害のある方の就職や職場定着のためにジョブコーチが外向いて、障害特性に応じた支援を行います。 支援の開始時期は、①雇用前の現場実習から、②雇用と同時に、③雇用後の3つのパターンがあります。 支援の期間:個別に必要な期間(標準2~3カ月、最長7カ月)を設定します。 (リワーク支援) うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援(リワーク)を行っています。 職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。 また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等を活用しながら、円滑に復職できるよう支援を行います。					センターの利用にかかる費用は無料ですが、賃金、各種手当、交通費等は支給されません。
	就労・生活相談	高知障害者 就業・生活支援センター シャイン 822-7119	障害のある方で、仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な就労・生活相談をしています。 そして、職業開拓、職場定着支援などをいろいろな機関と連携しながら行っています。	手帳または主治医の意見書がある方を対象としていますが、詳細についてはお問い合わせください。 相談や支援を行うことについては無料です。				
公営施設等の 入場料・使用料	一部の各公営施設等で、精神障害者保健福祉手帳による割引が行われています。割引の有無及び内容については、各公営施設等にお問い合わせください。							

※詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

制度名	担当・照会先 お問い合わせ	制度内容	精神障害者保健福祉手帳			申請に必要なもの	備考					
			1級	2級	3級							
文化・スポーツ	各種スポーツ教室	高知県立 障害者スポーツセンター 841-0021	水泳、ヨット、テニス、ポッチャ、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。 【開催時期】お問い合わせください									
	各種スポーツ大会		卓球、バドミントン、フレンドCUP、駅伝、ポッチャ 【開催時期】お問い合わせください									
	高知県障害者スポーツ大会		県内の障害のある方が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。 【開催時期】毎年5月末の日曜日									
	全国障害者スポーツ大会	全国の障害のある方とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加の推進に寄与することを目的とし、高知県代表として参加します。 【開催時期】毎年秋開催										
	スピリットアート (高知県障害者美術展)	実行委員会事務局 (公財)高知県 身体障害者連合会 872-9497	障害のある方の作品を公募して、文化活動を促進するとともに、障害のある方に対する県民の理解を深めます。 【開催時期】10月									
	高知県障害者作品展	実行委員会事務局 (公財)高知県 身体障害者連合会 872-9497	障害者の日々の生活の様子や作品を広く紹介するとともに、作品の展示販売等により県民との交流を通じて障害者への理解と認識を深めます。 【開催時期】11月									
NHK放送受信料の減免	健康増進課 803-8005	【全額免除】 「手帳」所持者のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 【半額免除】 「手帳」1級の方が、世帯主かつ受信契約者の場合	○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印)	半額免除の手続きはNHKでもできますが、障害者本人が世帯主であることが確認できるもの(住民票、国保証等)が必要					
電話	電話番号案内 (104番 ふれあい案内)の無料扱い	NTT西日本 ふれあい案内担当 0120-104-174 (平日 9:00~17:00, 土日 祝日及び年末年始を除く)	電話帳の利用が困難な「手帳」所持者を対象に、事前登録により無料で電話番号を案内します。			○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・申込書	事前に登録が必要です。		
	携帯電話の料金割引	各携帯電話会社 または取扱店	携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要。 ※割引制度の内容は各携帯電話会社で異なりますので、詳しくは、携帯電話各社または取扱店にお問い合わせください。			○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳 ・預金口座の分かるもの ・金融機関届出印 または 印鑑(認印) など	申請は各社ショップまたは各社携帯電話取扱店でご相談ください。		
映画館の入場料金割引			各映画館	入館時に「手帳」を見せることで、入館料が割引となる場合があります。 ※割引制度の内容は各映画館で異なりますので、詳しくは、各映画館にお問い合わせください。			○	○	○	・精神障害者保健福祉手帳		
貸付	生活福祉資金 貸付制度	高知市社会福祉協議会 共に生きる課 856-5539	他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害を持つ方がいる世帯を対象に、必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度。			△	△	△	・住民票、所得証明 など ※申請内容によって必要な書類が異なります。	この制度は各種要件があり、その要件に該当しない場合は貸付対象になりませんので、まずは電話にてお問い合わせください。		
障害福祉サービス等	介護給付	障がい福祉課 生活支援係 823-9378	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援			<サービス利用対象者> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神保健福祉手帳所持者等 (知的障害児・者または精神障害者の場合で手帳をお持ちでない方は、必要に応じて県立療育福祉センターの判定や病院の診断等をお願いする場合があります。) ・難病等(対象疾患による障害がある方々が対象)			・申請書等 ・印鑑(認印) ・マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等 (詳しくはお問い合わせください) 負担上限額の軽減を受ける場合は ・収入の確認ができる資料等 ※65歳以上の方は、介護保険制度のサービスが優先となります。			詳しくは電話でご相談ください。  ※利用に当たって、障害支援区分認定やスコア判定を行います。 結果によってはご希望に沿えない場合や、サービスによっては個別相談が必要な場合があります。
	訓練等給付		自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)・グループホーム(介護サービス包括型・外部サービス利用型)									
	地域生活支援事業		移動支援、日中一時支援、訪問入浴、福祉ホーム、地域活動支援センター									
	障害児通所支援		児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援									

※詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

制度名	担当・照会先 お問い合わせ	制 度 内 容	精神障害者保健福祉手帳			申請に必要なもの	備 考
			1級	2級	3級		
相談 障害者相談支援事業 (高知市障害者相談センター)	障がい福祉課 生活支援係 823-9378	<p>障害者相談センターは、障害のある方の様々な相談をお受けする地域の窓口です。 高知市では、東西南北の4地域に右記センターを配置し、相談員が訪問や電話で対応し、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。</p> <p>【開所時間】 平日の8時半～17時15分</p> <p>【費用】 無 料</p> <p>【利用対象者等】 ・原則65歳未満の障害等のある高知市民とご家族 ・地域住民の方 ※指定相談支援事業所の相談支援専門員、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと契約をされている方は、そちらにご相談ください。 ※65歳以上の方につきましては、高知市地域高齢者支援センターへご相談ください。</p>	【東部地域】(布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知) 障害者相談センター東部 (葛島4丁目3-3 東部健康福祉センター1階) 電話:882-9391 / ファクス:885-3556	【西部地域】(朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡) 障害者相談センター西部 (福井扇町13-9) 電話:856-6540 / ファクス:854-7882	【南部地域】(潮江・長浜・御置瀬・浦戸・春野) 障害者相談センター南部 (百石町3丁目1-30 南部健康福祉センター1階) 電話:856-9255 / ファクス:856-9257	【北部地域】(一宮・秦・江の口・小高坂・上街・高知街・土佐山) 障害者相談センター北部 (本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル3階) 電話:820-5211 / ファクス:856-5549	まずは、お電話でご相談ください。 また、職員が外勤で不在の場合がございますので、来所による相談をご希望される場合は、事前にご連絡ください。

関係機関電話番号一覧					
高知市役所(代表)	822-8111	高知県庁(代表)	823-1111	高知税務署	822-1123
健康増進課	803-8005	障害保健福祉課	823-9663	日本年金機構 高知東年金事務所	831-4430
障がい福祉課	823-9378	精神保健福祉センター	821-4966	日本年金機構 高知西年金事務所	875-1717
第一福祉課・第二福祉課	823-9442	自殺予防情報センター	821-4506	高知公共職業安定所	878-5323
高齢者支援課	823-9441	ひきこもり地域支援センター	821-4508	高知障害者職業センター	866-2111
介護保険課	823-9927	高知県住宅供給公社	883-0344	中央東県税事務所	866-8510
保険医療課	823-9358	高知市営住宅管理センター	823-9067	高知警察署	822-0110
中央窓口センター 国民年金係	823-9439	高知県社会福祉協議会	844-9007	高知南警察署	834-0110
市民税課	823-9421	高知市社会福祉協議会	856-5539	高知東警察署	866-0110
子育て給付課	823-9447	高知市障害者福祉センター	873-7717	NHK高知放送局	823-2301